

平成29年3月27日

舞鶴市議会議長

上野修身様

提出者 舞鶴市議会議会運営委員会

委員長 岸田圭一郎

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(別紙)

市議委第 1 号

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例

舞鶴市議会委員会条例(平成 2 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表総務文教委員会の項中「企画管理部」を「市長公室、政策推進部」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

舞鶴市組織及び分掌事務に関する条例の改正に伴い、総務文教委員会の所管事項の改正を行うため、この条例案を提出する。